

勝山市消防団協力事業所表示制度実施要綱における認定基準を次のように運用する。

平成23年11月9日

第2条について

- 1 「事業所等」における事業所とは、民間企業における個々の本店、支店等をいう。また「その他の団体」とは各種学校、各種協同組合（農業協、漁業協）、特殊法人（郵政公社、金融公庫等）における個々の本店、支店等をいう。

第3条について

- 1 第4条1号に係る事業所については、消防団長推薦とする。

第4条認定基準について

- 1 消防団員数の合計は、事業所単位を基本とするが、異動等実態を考慮し柔軟に行うものとする。
- 2 (1)号中の「相当数」とは3名以上とする。
- 3 (2)号中の「消防団活動について積極的に配慮している事業所」とは、1名以上の消防団員がいる事業所で次の各号いずれにも該当する事業所とする。
 - ① 勤務時間中の出動・訓練参加について配慮している。
 - ② 消防団活動を行う際に賃金等をカットしない等の配慮をしている。
 - ③ 消防団活動を行うことに対して昇進や昇給等を不利に扱わない。
- 4 (3)号の災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力をしている事業所等とは、消防団員の有無を問わず災害時等における重機、資機材等の提供する等の消防団に関する協定や覚書等をかわしている事業所とする。
消防団活動に有効な資機材かどうかの判断は、申請時に審査する。

第6条関係

- 1 他市の市町村に事業所がある場合は、事業所を管轄する消防本部に消防関係法令違反の有無についての照会を行う。